

保護者の皆さまへ

静岡市子ども未来局幼保支援課長

緊急事態宣言の発出に伴う認定こども園・保育所等の利用について

平素より、本市の幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年8月17日に、新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況から、静岡県が緊急事態宣言の実施区域の対象となりました。(期間：8月20日～9月12日) 認定こども園・保育所等の緊急事態宣言への対応については、国から感染防止対策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されており、本市においても、各園に対し感染防止対策を徹底したうえで原則開所することを依頼しています。

そのため保護者の皆様に対しては、登園自粛のお願いは致しません。各園は通常どおり運営します。

なお、市内各園では、様々な感染対策を講じたうえで、お子様をお預かりしていますが、お子様を安心してお預かりするためには、皆さまお一人おひとりのご協力が不可欠です。改めて、ご家庭での感染症対策の徹底、お子様や同居のご家族の健康管理等に心掛けていただきますようお願いいたします。

また、お子様や同居のご家族に発熱等の症状がありましたら、下記のとおりご対応いただきますよう、改めてお願い致します。

園内で感染者が出た場合は、施設全体または一部を休園としなければならない場合もあり、安全な保育の提供を継続していけるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登園に際してのお願い

- ・ご家庭での感染予防対策や、休みの日も含めた健康観察を継続していただき、登園前にご自宅でお子様の体調を必ず確認（検温）してください。
- ・お子様に発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水等）がある場合は、解熱後24時間は登園を控えていただくようお願いいたします。呼吸器症状がある場合は、改善するまで登園を控えていただくようお願いいたします。
- ・保護者の方は送迎の際のマスク着用にご協力をお願いいたします。
- ・同居のご家族の体調が優れない場合には、医療機関や発熱等受診相談センターにご相談いただき、新型コロナウイルス感染症の感染が心配される場合の登園については、在籍する園に事前にご相談ください。
- ・感染拡大防止の観点から、可能な場合は早めのお迎えを心掛けるなど、保護者様ができる範囲でのご協力をお願いいたします。

2 お子様や同居家族が PCR 検査を受ける場合、感染が判明した場合（休日も含む）

お子様や同居のご家族が PCR 検査等を受ける場合（濃厚接触者に特定された場合含む）、
感染が判明した場合には、休日も含め、必ず園にご連絡ください。（※）

※就労先の方針により定期的に PCR 検査を受けるような場合は除きます。

清水聖母保育園 : 054-352-8558 (休日は転送されます)

★留守番電話も設定してあります 出なかった場合は必ずメッセージを残してください

3 保育料について

- ・登園自粛の要請は行わないため、登園日数に応じた保育料の減額は行いません。
- ・園児や職員の感染により施設が休園になった場合や、園児が濃厚接触者に特定れ自宅待機となった場合等は、登園しなかった日の保育料を還付します。

4 発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が心配される場合 まずはおかかりつけ医にご相談いただき、受診の際は、事前に受診方法等を確認してください。

休日等で医療機関が受診できない場合は、発熱等受診相談センター（静岡市保健所）にご相談ください。

●発熱等受診相談センター（毎日 24 時間） 054-249-2221



「いつもの体調不良」と思っても、
新型コロナウイルスに感染しているかもしれません。
「このくらいなら大丈夫」と登園したら、
感染を広げてしまうかもしれません。

発熱や呼吸器症状がある場合はお休みし、
早めの受診を心掛けましょう。
皆さまのご協力をお願いします。



静岡市子ども未来局 幼保支援課

総務・事業者指導係

TEL 354-2622

システム係(認定、保育料に関すること)

TEL 354-2630